

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)改正のお知らせ

高齢者医療を円滑に運営するために、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が以下のとおり改正されました。

◎保険料の軽減が拡大されました <平成 20 年度における経過措置>

①均等割額軽減措置の拡大

対象：均等割額が 7 割軽減されている世帯の方

内容：均等割額 13,110 円が 6,300 円に減額（軽減割合 7 割が一律 8.5 割に拡大）

②所得割額軽減措置の新設

対象：所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額が 58 万円以下の方
（年金収入のみの場合、211 万円以下の方）

内容：所得割額が一律 5 割軽減



例) 夫（年金収入 160 万円のみ）、妻（年金収入 80 万円のみ）の夫婦ともに 75 歳以上の世帯の場合

夫の保険料

- ・均等割額：7 割軽減
- ・賦課のもととなる所得金額：7 万円



	改正前
均等割額	13,110 円 (7 割軽減)
所得割額	5,530 円 (7 万円 × 7.9%)
合計	18,600 円



	改正後
均等割額	6,300 円 (8.5 割軽減)
所得割額	2,765 円 (5 割軽減)
合計	9,000 円

妻の保険料

- ・均等割額：7 割軽減
- ・賦課のもととなる所得金額：0 円



	改正前
均等割額	13,110 円 (7 割軽減)
所得割額	0 円
合計	13,100 円



	改正後
均等割額	6,300 円 (8.5 割軽減)
所得割額	0 円
合計	6,300 円

※保険料は 100 円未満切捨て

◎保険料の納付方法を変更できます

次の条件に該当する方は、納付方法を年金天引きから口座振替に変更できます。

- これまで国民健康保険税の滞納がなく、本人の口座から振替納付する方
- 年金収入が 180 万円未満の方で、世帯主や配偶者の口座から振替納付する方

※年金天引きから口座振替へ変更する場合は、申請が必要です。

■申請・問合せ 町民税務課 ☎ 47・8015 福井県後期高齢者医療広域連合 TEL 0776-54-6330